

令和元年度第10回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和2年1月15日(水) 開会 午後 3時00分  
閉会 午後 4時15分

(2) 場所 福岡市役所 15階講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

堀内 徳之	笠 信一	中村 光明	久保田 喜一	大内 弘明
濱地 稔	蓑原 一也	柴田 清孝	笠 康雄	小賦 眞須美
城田 知子	北本 一孝	清水 源義	富永 豊	淀川 正之
明永 卯太郎	高木 智代	井手 鐵男		

以上 18名

(2) 欠席委員

以上 0名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

高木 智代 久保田 喜一

6 書記氏名

遠矢 千夏

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 義和	小林 信也	秦 英紀	進藤 弥須夫	曾根崎 満之
大神 達雄	藤江 駿一	讚井 圭一	板倉 清人	樋口 重孝
馬場 雄治	真子 義行	平川 和孝	青柳 善満	牛尾 憲一
柴田 清治	明石 幸	薦田 圭助	池 秀昭	久保 篤美
徳重 茂	宗 和義	笠 文彦	富田 一夫	山方 秀雄

9 事務局出席者

藤尾 浩	清松 健二	宮原 信彦	行 真樹	平山 浩喜
樗木 五郎	古島 美保	鶴賀 雅代		

議 長	<p>ただいまより、令和元年度第 10 回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数 19 名中 18 名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が 16 件、報告事項が 6 件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「高木 智代委員」と「久保田 喜一委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件 1 農地に係る事項</b> <b>議題第 1 号</b> <b>「農地法第 3 条の規定による許可申請」について</b></p>
議 長	<p>審議事項の議題第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第 1 号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第 2 号～第 5 号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る議案第 1 号から議案第 5 号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第 1 号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>昨年 12 月 31 日、同区域の推進委員と現地調査いたしました。事務局の報告のとおり、譲受人は 3 年ほど前から 4 筆を耕作しており、自分達の確認のため調査しまして、何の問題もないと思います。</p>
議 長	<p>議案第 2 号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12 月 31 日に同区域の推進委員と 2 人で調査に行きました。譲受人は、本来仕事は土木運送業を主でやっていますが、この方が以前すぐ隣の農地を購入していて、今回の農地に隣接していることから譲渡人からの要望で買われたそうです。譲受人はわたしが推進委員をしている過去 3 年で 4～5 回農地を買われていますが、そのすべてを荒らさないできちんと農地として管理</p>

議 長	<p>していますので、特に問題ないと思います。</p>
推 進 委 員	<p>議案第 3 号及び第 4 号について、担当区域の推進委員お願いします。</p> <p>1 月 8 日に現地確認しております。議案第 3 号、第 4 号とも連担となっております。取得後は、果樹、みかんを植えるということですが、申請地の周辺は水田に近いため地域の水利調整に参加し、農薬使用については防除基準に従うということで、地域との調和の要件を満たしておりますので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第 5 号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>親子間の贈与ということで、特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第 1 号から第 5 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 号から第 5 号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第 2 号</b> <b>「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について</b></p>
議 長	<p>次に、議題第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農 地 調 整 係 長	<p>(議案第 6 号～第 7 号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第 6 号について、担当区域の推進委員が欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>

農地調整係長	<p>推進委員からは現地調査の結果、問題はないという旨の報告をいただいております。</p>
議長	<p>議案第7号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員	<p>申請地は、現在休耕中の田です。申請地の両隣は、既に中古車の販売店や物流会社の事務所に転用されています。近くに若干田が残っていますが、農業用排水は整備されており、転用により周辺農地への支障はないと思います。</p>
議長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p>
農業委員	<p>6号の案件ですが、公的な水路への転用とかあまり聞いたことがないですが、福岡市が収用するとか無償提供されるとかしたほうが良いと思います。将来的に水路なので、福岡市でどうにかしたほうが良いという考えです。</p>
農地調整係長	<p>もともと事務局は非農地証明でお話をしていたのですが、非農地の証明として裏付けになるものがどうしても出てこないということで、今回の転用申請ということになっております。所有者としては、水路で地目を変更して隣接地が自分の宅地でございますので、将来一体的に売りたいという意向があるようです。ただし、売るとしても水路はそのまま残して売るので、まずは地目を変更したいという意図で今回転用が出たと聞いております。</p>
議長	<p>ほかに質問はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>それでは、採決を行います。 議案第6号及び第7号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号及び第7号は原案どおりで可決しました。</p>
<p><b>議題第3号</b> <b>「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</b></p>	

議 長	次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第8号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第9号～第11号について、資料により説明)
議 長	議案第8号から第11号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第8号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	12月27日に、現地で譲受人と他1名の立会いのもとに調査をいたしました。下方の農地2mに自然石が敷いてありますので、その保護のために車の乗り入れなどは十分注意してもらおうようにという配慮をお願いしています。それから事務局から説明がありましたように今年の12月くらいに申請の取消しがありましたので、転売目的での取得ではないことを確認してきております。水利についても承諾書がついていたので、元日に水利委員にお会いして問題ないことを確認しております。
議 長	議案第9号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	(スライドの)写真の上の方の道が野方から金武方面に行って、飯盛方面へ抜ける大きな道です。周囲には資材置場等点在する地域で、農業用水路も確保しておりまして、転用について何ら問題ないと思います。
議 長	議案第10号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	1月7日に現地調査を行いました。登記上は1筆ということになっておりますけど、現状は水田3枚に分かれました。真ん中に水路があり、田の上下に畑がありまして、その水路から上のほうは排水、下の方は取水ということでとられておりまして、すべてが駐車場になるということでしたので問題があるかなと思っていましたが、事務局及び地元の水利委員に確認したところ、水路はそのまま確保されることの承諾も得ているということで特に問題ないと思います。
議 長	議案第11号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	1月8日に現地確認しております。申請地周辺は、宅地化が進んでおり水

議 長	<p>田はありませんでした。転用にあたり、南側に土砂流出を防ぐためにブロックを作られるということで、被害防除について問題ないと考えております。</p> <p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第8号から第11号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号から第11号は原案どおりで可決しました。</p>
<p><b>議題第4号</b></p> <p><b>「農地法第5条第4項に基づく協議に係る意見」について</b></p>	
議 長	<p>次に、議題第4号「農地法第5条第4項に基づく協議に係る意見」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所長	<p>(資料により説明)</p>
議 長	<p>議案第12号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>公共事業でもありますし、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問・ご意見はありませんか。</p>
農 業 委 員	<p>公共事業ということも分かっていますし、地元から要望した経緯もありますが、このように分けて買わなければいけないのか。もともと目的が、小学校が非常に狭いことから広げるという方針で、当初からここも含めた計画でやっており、全部目的は一緒なのに、ここだけが今回申請される。既存取得済みというところも同じ所有者ですから一緒に所有権移転すれば良かったと思いますが、分けた理由は何かあるんですか。</p>

西部出張所長	議案の書き方が分かりにくかったと思いますが、買収は同時に行われております。転用する場合には、協議が必要となりますので、議案に出てきております。
議長	ほかに質問はありませんか。  (質問・意見なし)
議長	それでは、採決を行います。 議案第12号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第12号は原案どおりで可決しました。
<b>議題第5号</b> <b>「非農地証明の発行」について</b>	
議長	次に、議題第5号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第13号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第14号について、資料により説明)
議長	議案第13号及び第14号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第13号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員	昨年12月31日、同区域の推進委員と確認いたしました。先ほど事務局から説明があったとおりでございます。
議長	議案第14号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員	1月5日に現地に行き、申請人にお話をきいてまいりました。該当地は、写真のように宅地の入り口となっているところでございます。また、この状態で20年以上経っているということで非農地もやむなしとっております。

議	長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。  (質問・意見なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第13号及び第14号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第13号及び第14号は原案どおりで可決しました。  <b>議題第6号</b> <b>「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について</b>
議	長	次に、議題第6号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係	長	(資料により説明)
議	長	事務局からの説明について、ご質問・ご意見は、ありませんか。  (質問・意見なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第15号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第15号は原案どおりで可決しました。  <b>議題第7号</b> <b>「福岡市農用地利用集積計画」について</b>
議	長	次に、議題第7号「福岡市農用地利用集積計画」について、事務局より説明をお願いします。



農地利用推進係長	(資料により説明)
議 長	事務局からの説明について、ご質問・ご意見は、ありませんか。
推 進 委 員	最近の新規就農者あるいは農業塾の状況はどうなっていますか。
農地利用推進係長	<p>新規就農の状況ですが、今年度4月からでございますけど農業委員会としては年間で12名の新規就農を1つの目標としているところでございました。4月から17経営体の方が新規就農ということで農地を取得して、何らかの形で就農されている。今月も含めて残り3カ月あり、今後も新規就農者が出てくるかもしれませんが年間の目標を5割くらいアップして達成している状況でございます。</p>
推 進 委 員	2つ目については、昔は農業塾と呼んでいましたものと、インターンシップ事業という、ベテランの農家の所でいろいろ技術を教わって新規就農につなげていくといった2つの事業がございましたが、その2つの事業を合わせてアグリチャレンジ事業ということで1本化されております。JAファームが関わっていた農業塾の事業は2年間でしたが、アグリチャレンジ事業ではそれを1年間にして実施しています。JAファームで現在は、4名の方がアグリチャレンジ事業としてやられているというように聞いております。
推 進 委 員	分かりました。
推 進 委 員	新規就農者のことですが、私の区域で事前審査を行った新規就農の方が全然作りに来ない。そういった新規就農の方への指導はどうなっていますか。
農地利用推進係長	<p>その方につきましては、我々も把握しておりまして、その方を紹介した地元の方を通じて本人と連絡を取るように算段しており、また確認させていただきます。その上で、その方については紹介された方も含めて今後の対応を考えていきたいと思っております。</p>
議 長	ほかに質問はありませんか。
	(質問・意見なし)

議	長	<p>それでは，採決を行います。</p> <p>議案第16号に関して，原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので，議案第16号は原案どおりで可決しました。</p> <p>次に，報告事項の報告第1号から第5号につきましては，書面による報告とし，説明は省略いたしますが，何か，ご質問はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>報告第6号</b> <b>「農地の賃借料情報」について</b></p>
議	長	<p>次に，報告第6号「農地の賃借料情報」について，事務局より説明をお願いします。</p>
農地利用推進係長		<p>(資料により説明)</p>
議	長	<p>事務局からの説明について，ご質問・ご意見は，ありませんか。</p>
推 進 委 員		<p>データ数は有料で借りたところだけですか。使用貸借は含めていないのですか。</p>
農地利用推進係長		<p>貸貸借を行われたところで有料な部分だけでございます。使用貸借分については除いております。</p>
推 進 委 員		<p>使用貸借はどのくらいありますか。</p>
農地利用推進係長		<p>確認にお時間いただきますので，後ほどお答えさせていただきます。</p>
農 業 委 員		<p>事務局の方にご質問いたします。土地の所有者は福岡市在住の方で，所有する農地の所在地が糸島市にある。この場合は，農地のあっせんにかけるのでしょうか。</p>
西 部 出 張 所 長		<p>農地がある糸島市のあっせん事業の分で上がっていれば，糸島市の方であっせんはできると思います。</p>

推 進 委 員	糸島の農業委員会とタイアップとかはないのですか。
西 部 出 張 所 長	今のところないです。
農 業 委 員	そういうことをしないと農地は動かないですよ。福岡市と糸島市は隣接市町村ですからもうちょっと話し合ってください。
農 地 調 整 係 長	あっせん事業につきましては、あっせん基準は各農業委員会で作成し、県知事の認定を受けるようになっております。あっせんする場合で、その農地が欲しい時は、あっせん順位を決めていきまして、例えば1つの土地を欲しい方が数人いらした場合は、あっせん順位が高い方からあっせんしていく流れになっております。各農業委員会、市町村によって基準がありますので、その農地がある農業委員会であっせんを行うというのが実施要領となっております。
農 業 委 員	ずっと行政に言ってきましたが、本当に農家のことを思うなら、属地主義、属人主義をきちっと見直しをしないといけない。農業をされていて、これだけ交通も発達していれば糸島や宗像に農地を持っていることが当然ある。糸島に農地を持っていたら、福岡市で税などはかかるが補助金は出さない。もっと言えば、糸島市に農地を持っていたら、水路整備する時、糸島市は農家の負担は2割、工事費の2割は地元負担としている。今度太郎丸で農道を整備してくれと福岡市にいても補助金は出さない。農家の人はして欲しいとお願いしているのもう少し真剣に考えて欲しい。意見として申し上げる。
農 地 利 用 推 進 係 長	先ほどの使用貸借の件数でございますけど、昨年1年間の貸借件数は全部で3条申請まで含めて、554件ございました。そのうち404件が貸借で借り上げておりますので、差し引きますと、150件が使用貸借となっております。よって、554件のうち約4分の1、27%は使用貸借を結ばれているというような状況になっております。
推 進 委 員	使用貸借も含めて、平均に入れてありますか。
農 地 利 用 推 進 係 長	使用貸借については、無償ですから平均には入れておりません。あくまでも、賃料が生じた場合の各筆明細で計上させていただいています。
推 進 委 員	実際に借りてある方が無償で借りてある方もいらっしゃるもので、それを含めると平均は落ちるということですよ。借りるときにどれだけで借り

	<p>たほうがいいのかという時に、この使用貸借まで含めて平均を出した方が判断材料になるんじゃないかなと思います。</p>
農地利用推進係長	<p>あくまでも有償の場合の平均及び最低・最高ということで賃料水準を求めるとの国の通知も来ている関係で、無償分を含めることはできかねる状況です。</p>
推 進 委 員	<p>実際田を借りる時は無償で借りるということもあるわけですから、その中に無償分が入っていない場合は、土地を借りて作る場合における判断としては、この平均は正確ではないと思いますが。</p>
農地利用推進係長	<p>あくまでも有償で借りる場合は、いくらかが平均ですといった求め方をさせていただいています。</p>
農 業 委 員	<p>実は30年くらい前には、土地の貸し借りの基本料金を農業委員と借り手と貸し手そして事務局で協議するような時期がありました。それでだいたい標準の小作料を設定して、それに構造改善した田、してない田とかでいくらか格差をつけるような基本がありました。最近では、そういうのはなくなっている気がしますが、ずっと以前は農業委員会で近隣の市町村と比べながら基本料金をつくっていました。ある区域では、区域で使用料というのを作っています。転作絡みやいろんなことがございますので、面積の全部を利用権という形で使用料を払うのではなく、転作については免除してくださいとか、いろんな形を考え地域での取り決めがあります。そういうのも含めて農業委員等は地元の中に入っているいろんなことを決めていただいたほうが良いんじゃないかなと思っております。</p>
議 長	<p>これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、令和元年度第10回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、2月12日水曜日福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。</p>